



県外の医療機関と契約できなかった方へ 償還払い（払戻し）について



契約ができない県外の医療機関で受診される場合は、“償還払い（払戻し）”となります。
毎回の健診で、健診費用を全額自己負担していただきますが、沖縄市に戻ってきて償還払い（払戻し）の申請をすると、限度額範囲内の費用が戻ってきます。

償還払い

沖縄市と契約ができない医療機関で妊婦健診を受けた場合に、健診費用の一部を助成します。
助成限度額は下記表のとおりです。

対象者

- 妊婦健康診査受診日に沖縄市に住所登録のある方で
- 妊婦健康診査を全額自己負担で受診する方
※健康保険を適用した場合は、対象外となります。
※妊婦健診は保険適用外のため、保険が適用されている場合は、妊婦健診以外の費用です。

対象となる妊婦健康診査

妊婦健康診査受診票交付日（親子（母子）健康手帳交付日）以降の妊婦健診（最高14回分）です。
健診費用は、全額自己負担していただき、償還払い申請後に指定口座へ振り込みます。

◎ 償還払いの限度額 ◎

※別途検査項目も指定があります。

※指定外の検査を実施した場合、その費用に関しては払戻しできませんのでご注意ください。

受診券	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	HTLV-1	HIV/風疹/クラミジア
限度額	9,000円	5,000円	6,000円	6,000円	6,000円	2,290円	5,640円

受診券	9-1回	9-2回 (エコー有)	9-3回	9-4回 (エコー有)	9-5回	9-6回 (エコー有)	9-7回	9-8回	9-9回
限度額	5,040円	5,040円 (9,820円)	5,040円	5,040円 (9,290円)	5,040円	5,040円 (9,820円)	5,040円	5,040円	5,040円

申請に必要なもの

- 償還払申請書（様式第1号）
- 受診した医療機関の領収証、診療明細書の写し
※紛失した場合は、県外医療機関による受診証明書兼領収書（様式第2号）の発行が必要です
- 親子（母子）健康手帳『妊娠中の経過』のページの写し
- 妊婦健康診査受診票（県外で受診した分と、未使用分）
※病院で記入してもらった分の3枚目は本人保管用のため提出不要です。
- 通帳の写し（振込先金融機関名、支店名、口座番号、口座名義がわかるもの）

市役所へご提出下さい♪



申請期間

沖縄県外の病院で、最後の妊婦健康診査を受けた日の属する月の翌月から起算して1年以内

- お問い合わせ先：沖縄市役所 こども相談・健康課 母子保健係 ☎098-939-1252（直通）●